

教育実習の受け入れについて

(令和6年4月1日改訂)

本校（令和7年度から新設校）での教育実習は、以下の要領で受け入れを行っています。実習を希望する方は、下記に基づいて、申し込みをしてください。

1 受け入れ対象者

原則として次の項目をすべて満たすこと。

- ・高校教員免許を取得予定であること
- ・高校教員への志が強いこと
- ・教育実習当該年度に教員採用試験を受けること
- ・本校（旧岩見沢東高校及び旧岩見沢西高校を含む）卒業生であること

2 申し込みと面接

- (1) 教育実習を希望する前年度の4月から6月末日までに、教育実習担当教諭へ電話等で連絡してください。
- (2) 当該年度の教育実習が可能かを教科等で検討し、本校から7月中に電話で連絡をします。
- (3) (2)の段階で可能の場合は、8月下旬に本校において面接を実施します。面接日は(2)の電話連絡時に伝えます。
- (4) 面接時には筆記用具を持参してください。本校所定の教育実習願いに記入してもらいます。また、この時、後日提出してもらう誓約書をお渡しします。
- (5) 面接後、受け入れの可否を教務部長から電話で連絡します（8月下旬～9月上旬）。

3 受け入れ確定後

- (1) 面接時にお渡しした誓約書に必要事項を記入後、大学担当課に持参し、学長の職印をもらってください。
- (2) (1)の誓約書と、大学から発行される教育実習依頼にかかわる文書を、本校に持参または郵送してください。郵送の場合、本人からの場合と大学からの場合があるので、大学の指示に従ってください。
- (3) (2)の提出を受けて、本校校長から内諾書を発行し、大学または本人に郵送します。
- (4) その後やむを得ぬ事情（留年など）で教育実習ができなくなる場合は、速やかに本校へ連絡してください。

4 実習期間と事前打ち合わせ

- (1) 実習期間は原則として2週間または3週間です。ただし、大学の指定により高校教員免許取得に4週間を義務づけられている場合は、申し込み時に相談をしてください。
- (2) 実習期間については原則、9月中旬から開始して、2週間は10日間、3週間は15日間、4週間は20日間（ただし、土日祝日は除く）の実習期間を確保します。
- (3) 実習年度の7月中旬までに、教育実習担当教諭に電話で連絡をください。実習に関する諸事項をお伝えします。また、その後、実習の指導教諭（教科およびホームルーム）にも連絡をとってください。特に教科の実習範囲を忘れずに確認してください。
- (4) 実習開始日の前日に、事前打ち合わせを行い、実習の要領や心構え等を説明します。(3)の時に連絡する時刻に来校してください。
- (5) 実習時に使用する教科書・資料集等は、自己負担となります。なお、発注はこちらで行います。